地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の概要

○　国民の地方選挙に対する関心を高めること等を目的として、令和５年３月、４月又は５月に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一する。

※　昭和２２年以来、４年ごとに特例法の制定により実施。

○　統一対象となる任期満了選挙

【原則】令和５年３月１日から５月３１日までに任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙※

（※　２月２８日以前に選挙を行う場合や、９０日特例の規定により選挙を行う場合は、統一地方選挙として行う必要はない。）

【任意】令和５年６月１日から１０日までに任期が満了することとなる地方公共団体の長の選挙

⇒　令和５年の統一地方選挙においては、およそ１，０００の選挙が実施される見込み。

○　統一地方選挙の期日

(1)　都道府県及び指定都市の議会の議員及び長

・令和５年４月９日（４月第２日曜日）

(2)　指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長

・令和５年４月２３日（４月第４日曜日）

（※１　(1)の選挙に立候補した者は、関係地域において行われる(2)の選挙又は(2)と同日に行われる衆参・統一補選に立候補することができないものとする。

※２　寄附等の禁止期間を、上記の選挙期日の９０日前から当該選挙期日までとする。）
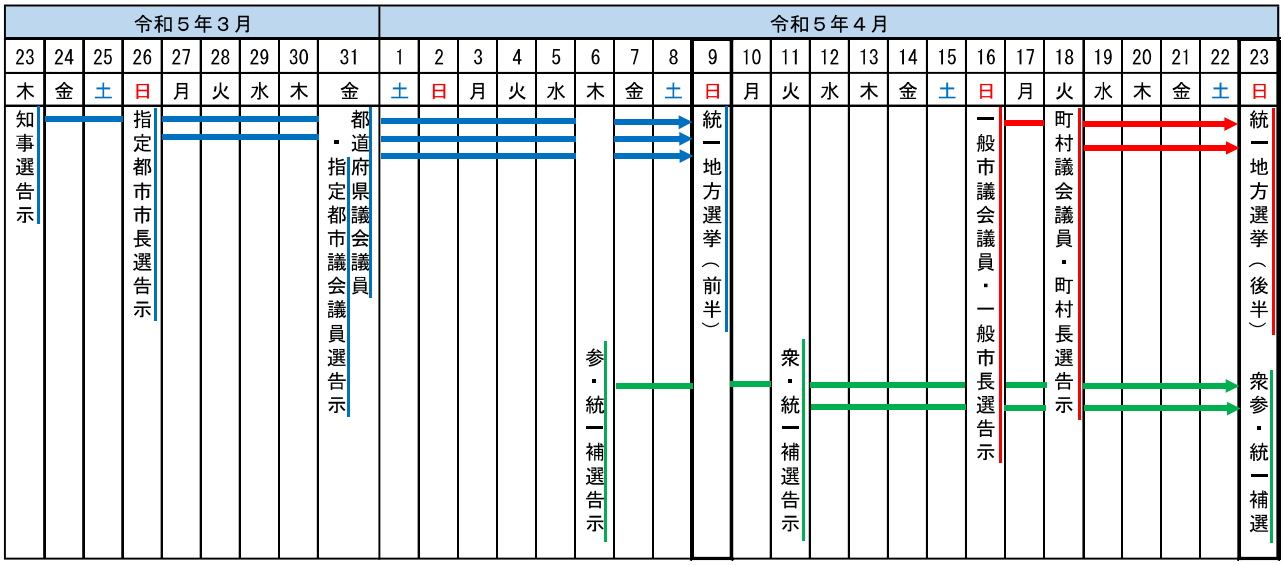
○　令和５年統一地方選挙のスケジュール